○農林水産省告示第二千六百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十二月四日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩手県和賀郡西和賀町小繋沢五四地割二の二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び奥州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十二月四日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩手県奥州市衣川区中山八の一・八の八・八の一四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、八の二、八の三、八の五から八の七まで、八の一七、八の二〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び奥州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十二月四日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

滋賀県栗東市観音寺字平谷四六八、四六九の一、四六九の二、四七〇、四七一、四七二の一、四七二の二、四七三の一、四七三の二、四七五、四七五の一から四七五の四まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び栗東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十二月四日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

滋賀県栗東市観音寺字青渕六一〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び栗東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十二月四日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

滋賀県栗東市井上字石蔵一の二・一の三・二五の二から二五の四まで（以上五筆国有林）、二五の一（次の図に示す部分に限る。）、一の一、字花本九六（次の図に示す部分に限る。）、字根り上一一二、一二七、字瀧一四三の二（国有林）、一四三の一、字廣下三七八、三七八の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び栗東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十二月四日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

滋賀県栗東市御園字八王子三八、字金岡九二、九二の一、九二の二、九二の六から九二の九まで、一一八、一一九の一から一一九の四まで、一二〇、一二一、一二二の二、一二二の四、字白上一二三、一二四、一二六から一二八まで、一二九の一、一二九の二、一三〇の一、一三〇の二、一三一、字谷出二七五、二八八の一、二八八の二、二八九から二九二まで、二九四、字谷六五〇の二、字奥谷一六七一（次の図に示す部分に限る。）、一六七二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び栗東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十二月四日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

滋賀県大津市葛川坊村町字鎌倉二八一から二八三まで、二八三の二、二八三の四、二八四の一、二八四の二、二八五、二八五の二、二八六から二九六まで、三〇〇、三一〇から三二三まで、三三七から三三九まで、字高野三四一、三四二、字ヲボレ谷三七三から三八四まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び大津市役所に備え置いて縦覧に供する。）